

公告第 7 号

宿泊施設及び宿泊事業等の基本方針について

宿泊施設及び宿泊事業等の基本方針については、平成 25 年 5 月 29 日招集の第 149 回組合会において議決されたので公告する。

平成 25 年 5 月 30 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

宿泊施設及び宿泊事業等の基本方針

宿泊施設運営委託契約に関する基本方針（平成 20 年 11 月 17 日理事会議決定、平成 20 年 11 月 19 日組合会議員協議会了承）に基づき、運営委託契約満了後における施設の対応については、現在の社会状況、各施設の周辺環境等の状況から、利用者及び売上の増は見込めず、運営状況の改善は困難であり、建物、設備等に関しても、耐震改修等の大規模改修を行ったとしても、老朽化による修繕経費等の更なる増加が予想され、組合員や所属所等からの新たな費用負担の理解も得難く、近年の社会情勢からも施設の維持は難しく、今後、継続して運営することは困難である。

よって、宿泊施設及び宿泊事業等の基本方針を次のとおり定めるものである。

記

1 宿泊施設の廃止及び宿泊事業の終了

宿泊施設「湯香里荘」及び「山王共済会館」については、運営委託契約が満了する平成 26 年 3 月 31 日をもって営業を終了し、施設を廃止し宿泊事業を終了する。

2 宿泊施設の処分等

営業終了後、宿泊施設等の共済組合資産は、不動産鑑定額等の適正な対価により、売却処分する。

3 記念事業の実施

宿泊事業の終了に伴い、長年の愛顧に対する感謝として記念事業を実施し、組合員等に事業が終了することの理解が得られるよう、サービスの提供を行うこととする。

4 利用契約施設の見直し

共済組合の直営施設が廃止されるため、組合員及び被扶養者の福利厚生施設として有用な利用契約施設の見直しを行うこととする。

5 共済組合事務所の移転

共済組合の事務所は、山王共済会館に置いてあるため、施設の廃止に伴い移転の必要が生じることから、事務所の移転を行うこととする。